

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

有価証券の評価方法の変更

Q：当社では、上場株の評価方法について原価法を採用しておりましたが、時下の低落に備え、また財務内容の健全化を図るため、低価法に変更しようと思っています。認められますでしょうか。

A：取引所の相場のある有価証券については、原価法、低価法の両方の摘要が認められています。税務上は、設立時に法人が任意に選択をすることになっています。

一度選定した評価方法を変更しようとする場合には、変更のための正当な理由が必要です。正当な理由とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして明らかに会社の財政状態及び経営成績をより適正に表示すると認められる場合をいいます。具体的には、「従来、採用されていた会計処理の原則又は手続きによった場合に比べ、会社の財務内容をより適正に表示することとなる場合の変更」「会社の財政状態に著しく不利な影響を及ぼす可能性のあるときに、保守主義の原則を適用し会計処理の方法を変更する場合」などがあります。また、税務上も一度採用した評価方法は、原則3年は変更できません。また、所得金額が適正に行なわれ難いと認められる変更はできません。したがって、ご質問の場合、原価法を採用してから3年を経過しておれば、低価法への変更は認められるものと思われます。

上場株の評価が下がっている法人は、低価法への変更を検討してはいかがでしょうか。

